

ひとり親家庭への就業支援制度における課題再考： 政府統計による評価と課題設定の妥当性を問う

加峯, 奈々
九州大学大学院人間環境学府人間共生システム専攻：博士後期課程

<https://hdl.handle.net/2324/7440643>

出版情報：人間科学共生社会学. 14, pp.13-30, 2026-07-01. Faculty of Human-Environment Studies,
Kyushu University
バージョン：
権利関係：



ひとり親家庭への就業支援制度における課題再考

— 政府統計による評価と課題設定の妥当性を問う —

加 峯 奈 々

要 旨

2002年「ワークフェア（給付から自立）」への方針転換以降、ひとり親に対する支援の中心は「ひとり親の経済的自立」を目的とした就業支援となった。それから約10年後の2014年、方針転換後の支援を総括する形で出された「ひとり親家庭の支援について」において、「就業を希望しても就職できない者も多数」「非正規雇用の者が多く、稼働所得が少ない」「就業・転職には資格取得が有効。他方で、訓練と子育ての両立が困難」という3つの課題が示されたが、これらの課題についての評価および課題設定の妥当性そのものについては、現在まで十分に検討されてこなかった。

そこで本稿では、政府統計（オープンデータ）を用いてこれら3つの課題の改善の有無について評価を行い、この課題設定の妥当性について検討を行った。その結果、提示された課題については一定の改善が認められた一方で、就業および稼働所得向上による経済的自立を目的とした支援の枠組みでは不可視化されてしまう課題が存在することが示唆された。このことは、ひとり親家庭への支援を考えるにあたって、社会制度が前提としている人間像および人間が抱える普遍的な依存をどのように社会的に位置づけるのかという視点から検討する必要性を示している。

キーワード：全国ひとり親世帯等調査、経済的自立、ひとり家庭等就業・自立支援事業

1 はじめに

本稿の目的は、「ひとり親家庭の支援について」（厚生労働省 2014）で指摘された公的就業支援に関する課題について、その後10年間を経て改善したのか評価するとともにこれらの課題設定の妥当性について検討することである。そして、この検討を通して、ひとり親への福祉支援制度に対する新たな課題を明らかにする。具体的な方法としては、まず指摘された課題に沿って先行研究をレビューする。先行研究では、公的就業支援の評価に用いる指標が研究ごとに異なっており、評価の観点が必ずしも統一されていなかった。そのため、本稿では先行研究のレビューを通して評価指標を網羅的に抽出し体系化したうえで、これらの指標に基づき政府統計

を用いた再評価を行う。さらに課題設定の妥当性および新たな課題について検討し考察を行う。

1990年代以降の離婚件数の増加に比例してひとり親家庭の数も急速に増加し、これに伴う福祉支出の増加を背景に、2002年「母子及び寡婦福祉法（現在の母子及び父子並びに寡婦福祉法）」、「児童扶養手当法」が改正され、ひとり親家庭への支援はそれまでの給付中心型支援施策から就業・自立に向けた総合的な支援施策（ワークフェア政策）へと方針転換した。さらにこの方針転換に基づいて2003年には5年間の時限法として「母子家庭の母の就業支援に関する特別措置法」が成立し、失効後2012年からは恒久法として「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立・施行されている。現在では子ども家庭庁が主管となり、「就業支援」「子育て・生活支援」「養育費確保支援」「経済的支援」の4本柱を軸として、国、都道府県、地方公共団体がそれぞれの役割を担い支援が行われている。上述したように、これらはひとり親家庭への福祉支出の増加を背景として実施されている支援であるため、その主たる目標はひとり親家庭の経済的自立であり、「就業支援」はひとり親家庭支援における中心として位置づけられている。「ひとり親家庭への支援施策の在り方について（中間まとめ）」において、ひとり親支援の方向性として「ひとり親家庭が支援を活用しながら、安定した仕事に就き、子育てと両立しつつ、自立した生活を送ることは、（中略）できる限り就業による自立を目指すべきである。」と述べられており（厚生労働省 2014: 4）、その手段として、職業能力開発によりひとり親の人的資本を高め、低賃金の非正規雇用から正規雇用への転換が想定されている。

2002年のワークフェア（給付から自立へ）の方針転換から現在まで20年以上が経過し、この間2014年に「子どもの貧困対策法」が成立し、中でもひとり親家庭の貧困が社会的問題として認知されるなど、ひとり親家庭を取り巻く環境にも変化が生じている。また2010年代には、母子家庭の母（シングルマザー）への公的就業支援に関する研究において、政策方針転換から約10年後の評価が行われているものがいくつかあり、これらを踏まえて、2014年に厚生労働省より発表された「ひとり親家庭の支援について」においては、ワークフェア政策移行後に行われてきた就業支援について以下の3点が課題として挙げられている。すなわち「就業を希望しても就職できない者も多数」、「非正規雇用の者が多く、稼働所得が少ない」、「就業・転職には資格取得が有効。他方で、訓練と子育ての両立が困難」である（厚生労働省 2014: 59）（以下、“2014年見直しに基づく課題”と記載）。本稿では、まず、この課題に対する改善の有無について検討する。

2 先行研究における“2014年見直しに基づく課題”に対する評価

本節では“2014年見直しに基づく課題”に沿って先行研究の整理を行い、課題に対する改善の有無を評価するための指標を明らかにする。

2.1 対象となる文献の抽出方法

ここでは、「ひとり親家庭の支援について」が発表された2014年以降のデータを用いてひとり親への公的就業支援の効果について論じている国内の文献を対象とした。

文献の検索は、CiNii（国立情報学研究所学術情報ナビゲータ）、NDL ONLINE（国立国会図書館オンライン）、J-STAGE（科学技術情報発信・流通総合システム）を利用し、2025年7月15日に、“母子世帯&就業”、“シングルマザー&就業”、“ひとり親世帯&就業”をキーワードに論文の抽出を行った。分析に使用する文献の選定基準については、総説、解説、一般論文とし、会議録および座談会、コメントについては除外した。

以上の手続きにより分析対象となった16編の文献を分類し、整理した結果を表1に示す。なおこれまでの先行研究では“ひとり親”の枠組みとして、“母子世帯の母親/父親”、“シングルマザー/ファザー”など、様々な異なる用語が使用されている。これらを踏まえて、本稿ではひとり親家庭の定義として、“20歳未満の子どもを扶養している、配偶者のいない母子家庭の母および父子家庭の父を世帯主とする家庭”と規定する。

2.2 内容の整理方法

文献の内容から、公的就業支援の効果に関連する記述を抜き出し、またこれらの記述が導出された調査項目についても整理した。記述のうち類似した内容を分類し指標として抽出した。さらに“2014年見直しに基づく課題”に沿って指標を分類した。

2.3 結果

分析対象となった16編の文献を整理した結果を表2に示す。

先行研究の内容について、“2014年見直しに基づく課題”に基づいて整理を行った結果、「就業を希望しても就職できない者も多数」という課題に分類された指標は【就業率】（周 2019a、出川 2021）、【就業支援制度の利用実態】（張 2017、周 2019a、金川 2020、菅原 2022、余田 2022、孫 2023、中囿 2023）であった。

次に、「非正規雇用の者が多く、稼働所得が少ない」という課題に分類された指標は【就業形態】（中囿 2018、周 2019a、孫 2023、田上 2025）、【所得】（周 2016、周 2019a）、【貧困率】（周 2016）であった。

最後に「就業・転職には資格取得が有効。他方で、訓練と子育ての両立が困難」という課題に分類された指標は【職業能力開発系支援の利用実態】（周 2019a, 2019b、菅原 2022、周 2025、中囿 2023）、【訓練のための生活支援制度の利用実態】（張 2017、金川 2020、田中 2020）であった。

表 1 分析対象となった論文

文献番号	著者	発行年	タイトル	文献情報
1	周燕飛	2016	子育て世帯の追跡調査(第2回:2015年)—生活変化を4年間追跡—	JILPT調査シリーズ、No.159、労働政策研究・研修機構
2	張思銘	2017	日本における母子世帯の就業支援と生活保障	北海道大学大学院教育学研究紀要、129、51-66.
3	中園桐代	2018	シングルマザーのキャリア継続と正社員雇用	北海道大学経済論集、66(2)、25-36.
5	周燕飛	2019a	子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査2018 (第5回子育て世帯全国調査)	JILPT調査シリーズ、No.192、労働政策研究・研修機構
4	周燕飛	2019b	シングルマザーへの就業支援事業の効果 —高等職業訓練促進給付金に注目して—	JILPT Discussion Paper 19-04、労働政策研究・研修機構
6	金川めぐみ	2020	「福祉の権利化」の視点からみたひとり親家庭の福祉政策	法政論叢、56(2)、89-112.
7	田中聡子	2020	低所得母子世帯の自立支援 —生活保護母子世帯と非生活保護母子世帯の子育てと就労に着目して—	社会政策、11(3)、102-112.
8	今村篤史	2021	ひとり家庭への支援をめぐる言説の現在 —ひとり親世帯臨時特別給付金を中心とした国会審議の分析から—	地域総合研究、22(PartI)、45-69.
9	出川聖尚子	2021	母子世帯の母の就労についての—考察— —平成29年度熊本県ひとり親家庭等実態調査をてがかりに—	社会福祉研究所報、49、57-71.
10	菅原尚子	2022	ひとり親の就業支援に関する調査研究	日経研月報、2022年8月号、2-7.
11	余田翔平	2022	ひとり親世帯の生活時間：構造と趨勢 —『社会生活基本調査』個票データを用いた分析—	IPSS Working Paper Series、No.57、1-14.
12	熊谷良介	2023	労働時間から見る母子世帯の就労の特徴	北海道大学大学院教育学研究紀要、142、1-14.
13	孫琳	2023	子どもの貧困対策における経済的指標をめぐる検討	社会政策、15(1)、78-88.
14	中園桐代	2023	シングルマザーの労働実態とキャリア支援の課題	日本労働研究雑誌、No.750、49-58.
15	周燕飛	2025	公的職業訓練が母子世帯の所得に及ぼす効果 —高等職業訓練促進給付金事業に注目して—	労働政策研究報告書、No.234、115-138.
16	田上皓大	2025	シングルマザーの階層分化と就業構造	労働政策研究報告書、No.234、69-89.

表2 「2014年見直しに基づく課題」に沿った先行研究の分類

2014年見直しに基づく課題	延べ文献数	指標	文献で用いられた調査項目	文献内の記述
「就業を希望しても 就業できない者も多数」	11	就業率	就業率	母親の就業率と正社員比率がともに7年前(2011：筆者注)の第1回調査時より上昇している(周2019a) 就業状況をみると、母子世帯の母の「無職」の割合が減り、「有職」が増えている(出川2021)
			就業支援制度の認知度	就業支援を利用したことがなかった原因は制度の認知度が低いこと(張2017) 実際には受給対象者の多くはその制度自体を知らない(金川2020)
			マッチング事業の利用状況	就業支援は無職中の母親にとっては、十分に役に立たなかった(張2017) いずれの支援制度も利用割合が上がっていない(周2019a) 母子家庭等就業・自立支援事業においては、(中略)当該事業により母子家庭等の就業あるいは子どもの貧困が大きく改善されたとはいえない(孫2023)
		就業支援制度の利用実態		全体として、マッチングによる就業支援は利用が多い(中園2023)
			自治体の就業支援制度の実施状況	ひとり親家庭の福祉施策は都道府県の施策が多く、また利用制度が複雑であるために、実現しなければならぬ制度が具体化されていないということがいえる(金川2020)
「非正規雇用の者が多く、 稼働所得が低い」	10		1日あたりの労働時間	ワークフェアへのシフトによってシングルペアレントの生活時間構造に大きな変化が生じたとはいえない(余田2022)
			母子・父子自立支援プログラム策定事業	特に効果が高いと評価されている(菅原2022)
			正社員の割合	母親の就業率と正社員比率がともに7年前の第1回調査時より上昇している(周2019a)
			隣近(周辺的)正社員なのか	正社員シングルマザーであっても、「周辺的正社員」に近い者がかなり多いと考えられる(中園2018)
		就業形態	就業形態	いずれの場合も初職の職歴が続けられるもの、母子世帯になる前からの職場を続けられる者は少ない(中園2018) 近位のアウトカム指標をみると、当該事業により母子家庭等の就業あるいは子どもの貧困が大きく改善されたとはいえない(孫2023)
			ひとり親になる前の就業率、就業形態	学歴というシングルマザーになる前に身につけた能力がその後の賃金やキャリアに大きな影響を持つ(中園2018) 初職が正規雇用かどうか重要なカギを握っており、安定的な初職キャリア形成が重要である(田上2025)
		所得	稼働所得 世帯所得	母親の平均就業年収は、第1回調査以来、上昇基調が続いている(周2019a) 世帯平均年収は(税込)は、母子世帯では30.1万円、(中略)増えている(周2016)
			時間あたり賃金	平均就業年収と時間あたり賃金の面ではむしろ劣っている(周2019a)
		貧困率	貧困率	母子世帯の貧困率に大きな変化が見られない(周2016)

表2 「2014年見直しに基づく課題」に沿った先行研究の分類 (続)

2014年見直しに基づく課題	延べ文献数	指標	文脈で用いられた調査項目	文脈内の記述
「就業・転職」には資格取得が有効。 他方で、訓練と子育てとの両立が困難」	17	職業能力開発系支援 の 利用実態	高等職業訓練促進給付金の利用状況	「高等職業訓練促進給付金」制度については、未利用者に比較して新規利用者の労働供給の増加は見られないものの、正社員として働き続ける者の割合が高い(周2019b) 養成訓練を受講した人のほとんどが就職に結び付いていること、(中略)収入増が実現していること等から、特に効果が高いと評価されている(菅原2022) 同事業を利用した専門資格の取得はシングルマザーの賃金を直接に高めていることが確認されなかった(周2019b) 高等職業訓練事業は経済的自立を果たした層を増やすことには寄与しているものの、総合的な所得効果は観察されない、(中略)多くの訓練受講者が資格取得にとどまり、経済的自立に結びついていない(周2025)
				「自立支援教育訓練促進費」または「高等技能訓練促進費を」(中略)、いずれの支援制度も利用割合が上がっていない(周2019b) 資格取得はシングルマザーには時間の確保等の困難もあり誰もが利用できるものではないし、資格取得がすべて正社員化に結びついているわけではない(中周2023)
			訓練の受給者が非受給者より高率で医療・福祉関連資格・とりわけ看護師・准看護師の資格を保有している(周2025) 高等職業訓練促進給付金は、シングルマザーを看護師に<転職>させることに成功している(中周2023)	
			自立支援教育訓練給付金の利用状況	「自立支援教育訓練給付金」制度の未利用者に比べて、該当制度の新規利用者は無職者の割合が低く、労働供給の増加が顕著である(周2019a)
				「自立支援教育訓練促進費」または「高等技能訓練促進費を」(中略)、いずれの支援制度も利用割合が上がっていない(周2019b) (中略)制度はあるものの利用者は少ない(中周2023)
			高等職業訓練促進資金貸付事業の利用状況	子どもの大学等への進学時期が近いと子どもの奨学金と二重の借り入れになるので、利用を決定できないシングルマザーは少なくない(中周2023)
			高等学校卒業認定試験合格支援事業の利用状況	正社員、非正規とも高等学校卒業認定試験合格支援制度の利用者は全くない(中周2023)
			シングルマザーになった後の資格取得	シングルマザーになった後に資格取得した者もあり正社員雇用を実現している者もいるが全体からみれば数は少ない(中周2023)
			訓練のための生活支援制度の利用実態	母親たちは無職期間中に子育て支援制度も利用していない。自力や親の援助で子育てをしていて、政府からの子育て支援メニューに関する情報さえ母親たちに届いていなかった(熊2017) ひとり親家庭の福祉(就労サービス)給付が、ソーシャルワーク的機能とマッチング機能を分断したまま展開されているのは、利用段階において不利益が出る点は明白である(金川2020) 就労支援とは就労できる環境整備も含まれるだろう(田中2020)
			子育て・生活支援策	

3 政府統計（オープンデータ）を用いた評価

本節では、前節において抽出された指標に基づいて、政府統計（オープンデータ）を用いて“2014年見直しに基づく課題”改善の有無とその程度について評価を行う。なおここで用いるデータは、課題が提示された2014年「ひとり親家庭の支援について」の根拠データとなった「平成23年度全国母子世帯調査」（こども家庭庁 2013）（以下、平成23年度調査とする）および「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」（こども家庭庁 2016）（以下、平成28年度調査とする）、「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」（こども家庭庁 2021）（以下、令和3年度調査とする）、「平成25年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況」（厚生労働省 2014）（以下、平成25年度実施状況とする）、「令和5年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況」（こども家庭庁 2025）（以下、令和5年度実施状況とする）を主に用いる。

3.1 課題：「就業を希望しても就職できない者も多数」

まず【就業率】における母子家庭の2021年就業率は86.3%（2013年から5.7ポイント上昇）、父子家庭の就業率は88.2%（2013年から3.1ポイント低下）である。母子家庭では上昇し父子家庭では低下しているが、令和3年度調査ではひとり親家庭134.4万世帯に対し母子家庭88.9%、父子家庭11.1%となっており、ひとり親家庭全体でみれば就業者数は増加していると考えられる。

次に【就業支援制度の利用実態】における2021年の就業支援制度の認知度および利用状況について述べる。まず就業支援の全体を取り扱う支援として、ひとり親に対し就業相談から就業情報の提供等まで一貫した就業支援サービスを提供する母子家庭等就業・自立支援センター事業、ひとり親に対し生活や就業に関する相談を行う母子・父子自立支援員の配置制度などがある。表3をみると、先行研究でも指摘されていた認知度の低さについては、2013年と比較して若干改善されているものの、利用率はほぼ横ばいの状況であった。

表3 公的就業支援制度の利用実態

(注) *は「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」による。

事業名	制度を知らなかった (%)				利用率 (%)			
	母		父		母		父	
	2013	2021	2013	2021	2013	2021	2013	2021
母子家庭等就業・自立支援センター事業	38.2	33.7	46.1	38	8.1	9.8	0.7	1.6
母子・父子自立支援員	48.7	45.07	45.8	42.9	4.7	4	1.7	1.6
自立支援教育訓練給付金事業	46.3	41.4	49.2*	43.6	4.1	4.8	2.9*	0.7
高等職業訓練促進給付金事業	50.5	44.5	50.2*	43.7	1.5	3.2	1.6*	1.0
高等職業訓練促進資金貸付事業	50.1*	44.9	51.8*	44.5	1.6*	1.5	2.0*	0.9
高等学校卒業認定試験合格支援事業	56.7*	51.6	52.3*	47.2	0.5*	1.5	1.6*	0.4

※「平成23年度全国母子世帯等調査」「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」より筆者作成

次に就業支援制度の中でも特にマッチング事業について、平成25年度実施状況と令和5年度実施状況のデータを用いて述べる。表4をみると、ハローワーク以外で行われている、ひとり親を対象としかつ職業能力開発を伴わない就業相談または就業情報提供などのマッチング機能のみのサービスにおいては、就業につながる割合は2013年と比較して低下していた。

表4 マッチング事業就業実績

内容	就業率 (%)	
	2013	2022
ハローワークでの就業相談一般	22.0	32.7
母子家庭等就業・自立支援センターでの就業相談	6.7	3.5
母子家庭等就業・自立支援センターでの就業支援講習会	6.4	11.5
母子家庭等就業・自立支援センターでの就業情報提供事業	4.6	1.8
母子・父子自立支援プログラム策定事業	61.8	63.9

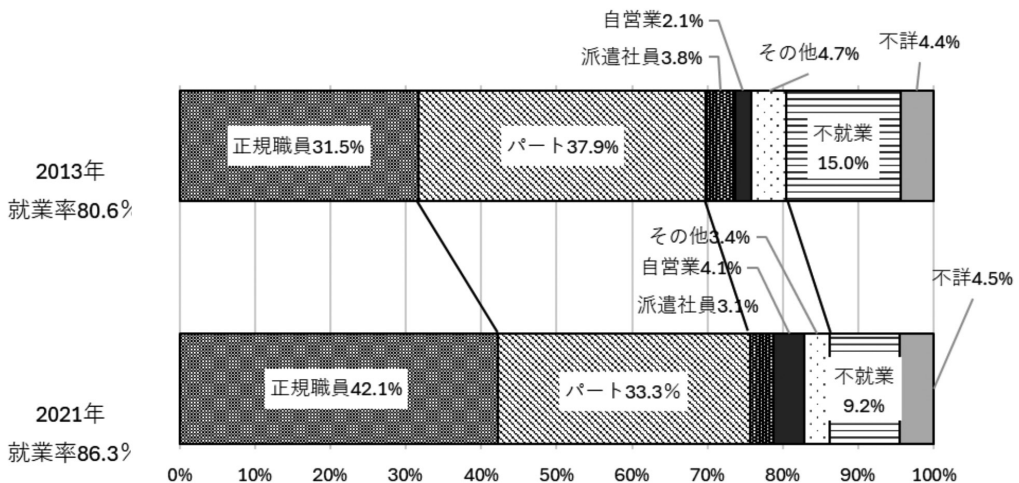
※平成25年度および令和5年度「母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況」より筆者作成

最後に、同じく平成25年度実施状況と令和5年度実施状況のデータを用いて、自治体の就業支援制度の実施状況について述べる。2022年母子・父子自立支援プログラム策定等事業の実施状況については65.6%の自治体で実施されており（2013年から2.9ポイント上昇）、全国の母子・父子自立支援員の配置人数については1,797名（153名増員）している。またひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業メニューとして、2014年より実施されている就業支援専門員の配置人数については全国で108名となっており、開始時より86名増員している。先行研究では自治体による低調な実施状況について指摘されていたが、2013年と比較すれば改善していた。

ここまで小括すると、就業支援制度の認知度および自治体の実施状況では若干の改善がみとめられるが、その改善が利用状況には反映されていなかった。またひとり親を対象とし、かつ職業能力開発を伴わないマッチングのみの事業では就業率に関する改善はみとめられなかった。ここで興味深いのは、制度の認知度も利用状況も低調であるのに【就業率】にプラスの変化が生じていることである。これは、張思銘（2017）がひとり親家庭の母親に無職期間中に行った就業につながった求職方法を調査した結果、対象者6名全員が友人の紹介あるいは新聞雑誌を用いての就業であったことを踏まえると不思議なことではない。つまり今回も、公的就業支援によらない求職方法による就業が多かったことが推測できる。張は調査の結果、「就業支援は無職中の母親にとっては、十分に役に立たなかったといえるだろう」（張 2017: 58）と評価している。以上のように【就業支援制度の利用実態】では全体的な改善がみとめられなかったにも関わらず、ひとり親家庭全体としてみれば就業者数は増加しており、「就業を希望しても就職できない者も多数」という課題については、改善したと評価することができる。

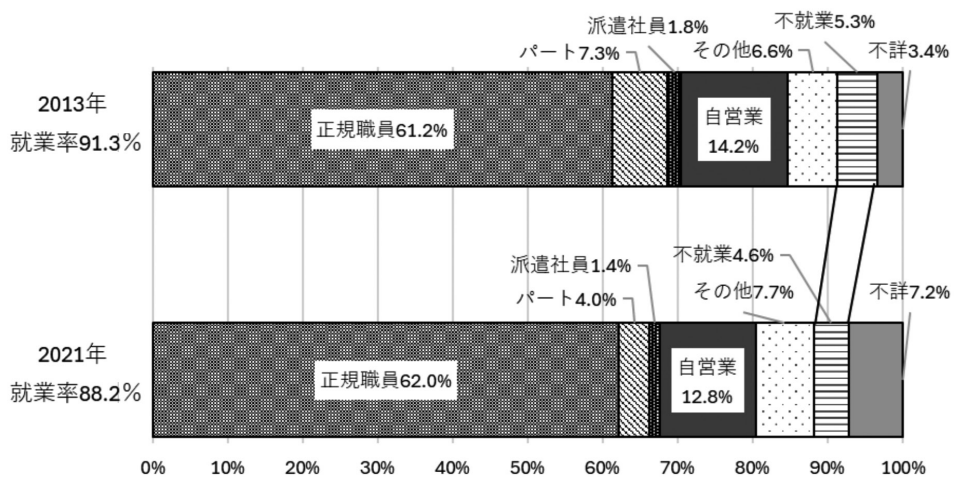
3.2 課題：「非正規雇用の者が多く、稼働所得が少ない」

まず【就業形態】について述べる。令和3年度調査では母子家庭の母の「正規の職員・従業員」は42.1%（2013年より10.6ポイント上昇）、次いで「パート・アルバイト等」が38.7%（2013年より8.7ポイント低下）となっている（図1）。また同じく父子家庭の父の「正規の職員・従業員」は62.0%（2013年より0.8ポイント上昇）、次いで「自営業」が12.8%（2013年より1.4ポイント低下）となっている（図2）。



※「平成23年度全国母子世帯等調査」「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」より筆者作成

図1 母子家庭の母の就業状況



※「平成23年度全国母子世帯等調査」「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」より筆者作成

図2 父子家庭の父の就業状況

次に【所得】について述べる。令和3年度調査では母の年間の稼働所得平均は236万円（2013年より55万円増加）、父496万円（2013年より136万円増加）であった（児童のいる世帯721.7万円（2013年より133.5万円増加）（厚生労働省 2012: 14, 2023: 11）。また「令和4年国民生活基礎調査所得・貯蓄」（総務省統計局 2024）によれば、2012年の貧困線（名目値）は122万円、これに基づくひとり親家庭の相対的貧困率（貧困線に満たない世帯員の割合）は54.6%（大人が二人以上の世帯では12.4%）となっており、2021年の貧困線は127万円（名目値）、これに基づくひとり親家庭の相対的貧困率は44.5%（大人が二人以上の世帯では8.6%）となっている（図3）。

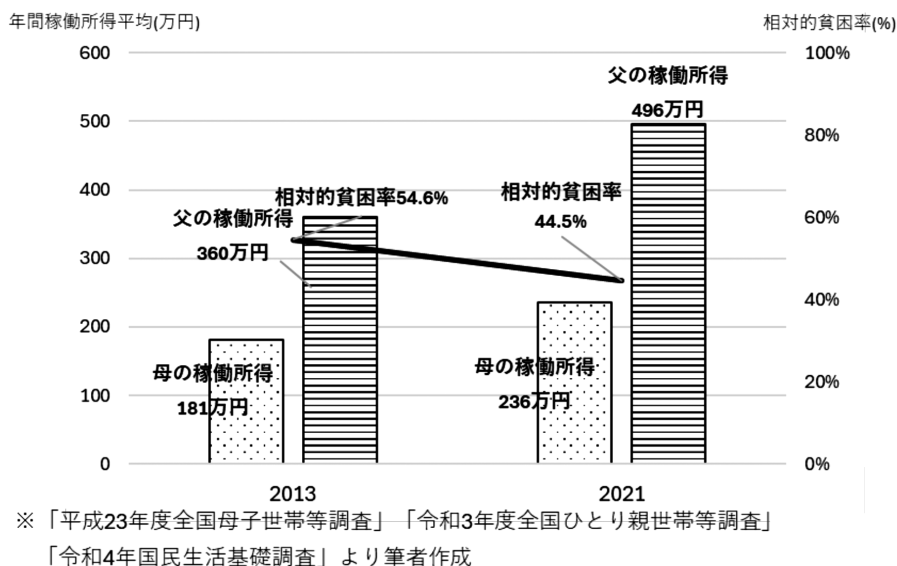


図3 ひとり親世帯の稼働所得と相対的貧困率の推移

図1～図3で2013年から2021年の変化を見てみると、母子家庭および父子家庭で正規雇用割合が上昇しており、稼働所得についても増加している。また相対的貧困率はひとり親家庭全体として10.1ポイント低下している。つまり、「非正規雇用の者が多く、稼働所得が少ない」という課題については、ここではひとまず改善したと評価することができる。

3.3 課題：「就業・転職には資格取得が有効。他方で、訓練と子育ての両立が困難」

まず【職業能力開発系支援の利用実態】について述べる。職業能力開発系支援としては、ひとり親が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することで主体的な能力開発の取り組みを支援する自立支援教育訓練給付金事業、ひとり親が自立に必要な資格取得を促進するため、該当資格の養成訓練の受講期間に給付金を支給し、生活の負担の軽減を図る高等職業訓練促進給付金事業、高等職業訓練促進給付金を活用して資格取得を目指す際、修学のため稼働所得が得られず生活資金が不足する際に充当することを想定して実施されている高等職業訓

練促進資金貸付事業、および低学歴のひとり親の学び直しを支援することで人的資本を向上させ、就職や転職に向けた可能性を広げることを目的とした高等学校卒業程度認定試験合格支援事業がある（表3）。

それぞれの就業率を見てみると、自立支援教育訓練給付金を受給したひとり親の就業率は2022年74.6%（2013年より7.4ポイント上昇）、常勤雇用の割合は55.6%（2013年より23.7ポイント上昇）であった（図4）。次に高等職業訓練促進給付金を受給したひとり親の資格取得率は2022年34.8%（2013年より6.0ポイント低下）、就業率は24.5%（2013年より8.9ポイント低下）、常勤雇用の割合は78.5%（2013年より11.5ポイント低下）、非常勤・パート雇用の割合は18.0%（2013年より8.4ポイント上昇）であった（図5）。

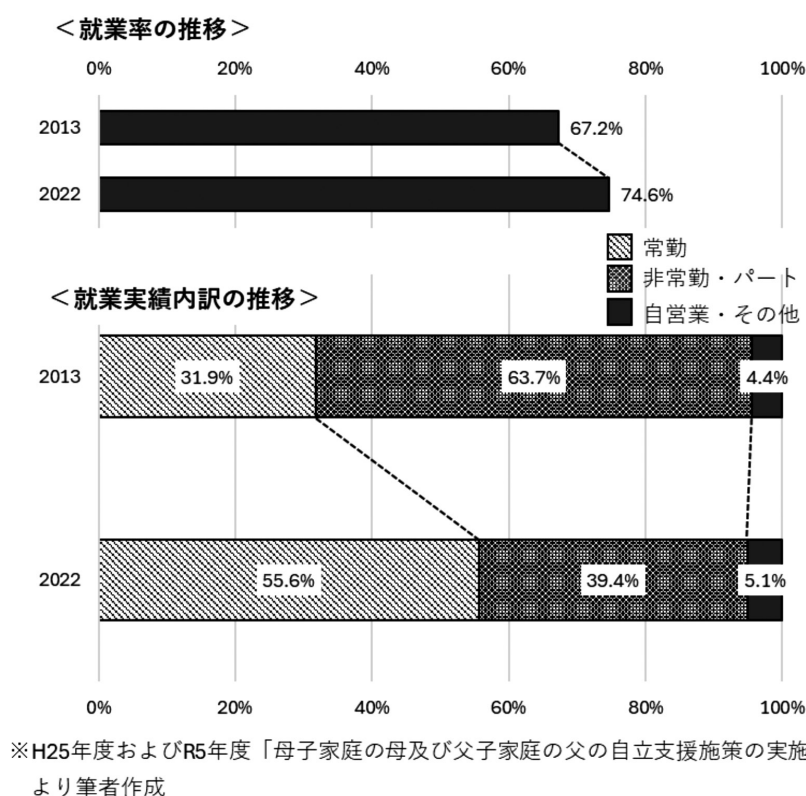


図4 自立支援教育訓練給付金事業

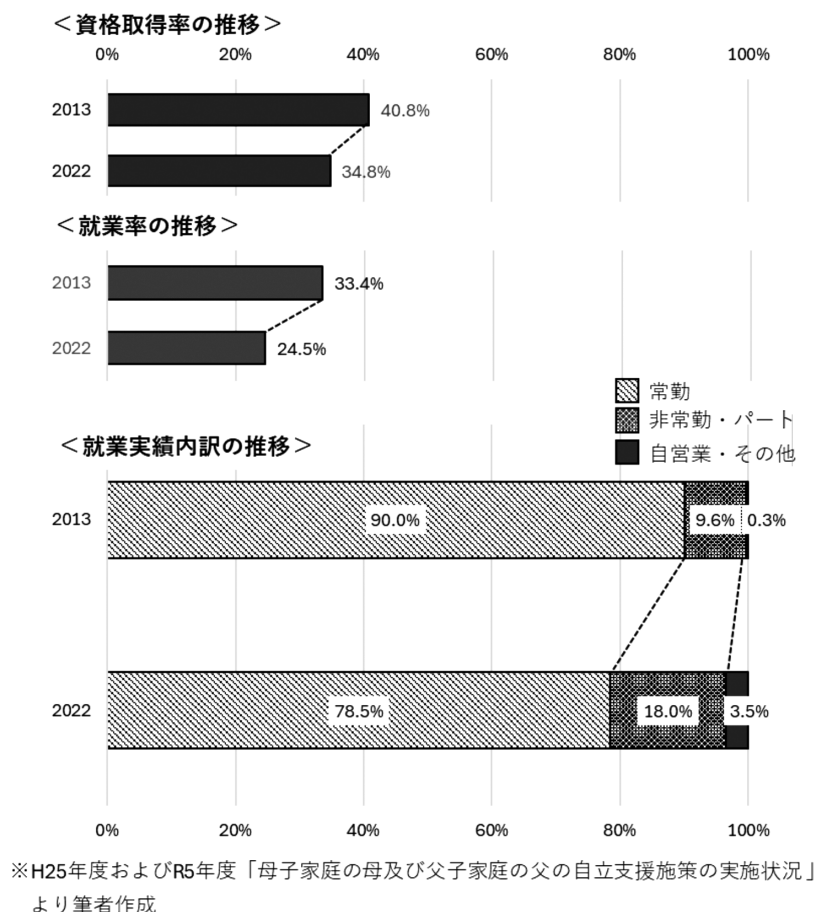


図5 高等職業訓練促進給付金事業

次に【訓練のための生活支援制度の利用実態】について述べる。ひとり親が修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に家庭生活支援員の派遣を行うひとり親家庭日常生活支援事業については、この事業の利用率は母で2.0%（2013年より0.5ポイント上昇）、父で1.9%（2013年より0.3ポイント低下）で、この制度を知らなかったと回答したのは母で50.0%（2013年より4.3ポイント低下）、父で47.2%（2013年より3.5ポイント上昇）であった。

ここまで小括すると、表3を見ると職業能力開発系支援制度の認知度は若干改善されているが、利用率には反映できていなかった。また自立支援教育訓練給付金事業による資格取得は有効である可能性があるが、その他の職業能力開発系支援制度についてはその有効性は不明である。また職業能力開発系支援制度だけでなく生活支援制度の利用状況も低いことから、依然として訓練と子育ての両立には困難が存在していると考えられる。つまり、「就業・転職には資格取得が有効。他方で、訓練と子育ての両立が困難」という課題については、特定事業においてのみ一定の改善がみられたと評価することができる。

4 “2014年見直しに基づく課題” 設定の妥当性の検討と新たな課題

ここまで“2014年見直しに基づく課題”の改善の有無について検討を行った。結果、「就業を希望しても就職できない者も多数」という課題に対しては改善した、「非正規雇用の者が多く、稼働所得が少ない」という課題に対しては改善した、「就業・転職には資格取得が有効。他方で、訓練と子育ての両立が困難」という課題に対しては特定事業においてのみ一定の改善がみられたという結果が得られた。

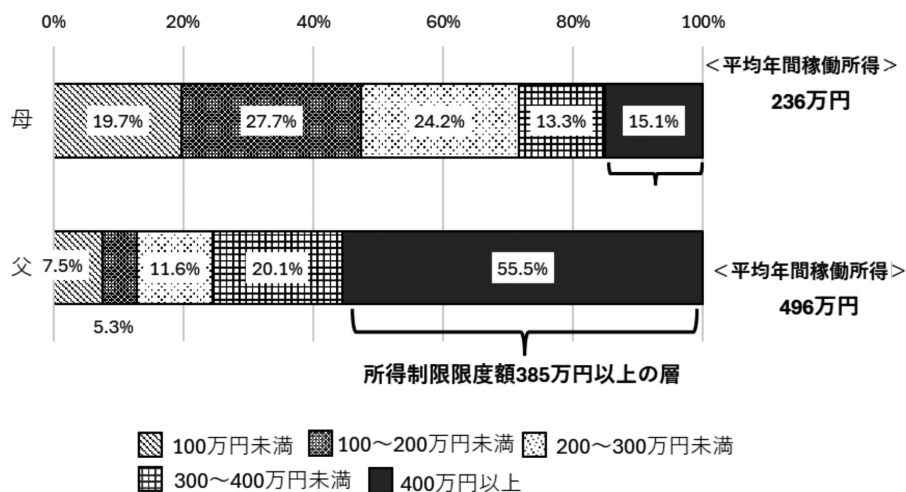
まず「就業を希望しても就職できない者も多数」および「就業・転職には資格取得が有効。他方で、訓練と子育ての両立が困難」という課題について併せて論じていく。前節ではひとり親全体として就業者数が増加していることを基に、「就業を希望しても就職できない者も多数」という課題が改善したと評価した。しかし【就業率】について母と父を分けてみると、母では5.7ポイント上昇しているが父では3.1ポイント低下している。依然として男女の賃金格差や性別役割分業観の根強さ、マミートラックなどの社会的課題が残っている中で、母子家庭の母と男性である父子家庭の父について同列に考えることができるのかということについては別に議論する必要があるが、いずれにしても、諸々の条件を抱えるひとり親が就業可能な枠が一定数しかなく、その枠をめぐるひとり親同士が競合しているとすれば、就業者がいれば必ず脱落者がいるということになり、「就業を希望しても就職できない者も多数」という状況は変わることがない。

また先行研究においては言及されていなかったが、この課題について考える際には、“就業を希望しても就職できない者”に対する視点が必須である。そもそも就業していないひとり親のうち、就職を希望している者はどれくらいの割合で存在しているのだろうか。令和3年度調査によれば、母子家庭の母の不就業率は9.2%（2013年より5.8ポイント低下）、父子家庭の父では4.6%（2013年より0.7%低下）である。上述したように【就業率】が上昇している分、不就業率は低下している。このうち、就業の意向がある者は母で81.9%（このうち求職中が50.3%）、父で77.5%（このうち求職中が71.0%）となっている。また就業できない理由として、母で最も多いのが「病気・病弱のため」（48.5%）、次いで「時間の条件が合わない」（28.3%）、次いで「子どもの世話のため」（20.2%）となっており、父で最も多いのが「病気・病弱のため」（66.7%）、次いで「年齢の条件が合わない」「子どもの世話のため」（同33.3%）となっている。これまで指摘されてきたことであるが、ワークフェア（給付から自立へ）方針転換以前から日本のひとり親の就業率は世界的に見ても高く、OECD 平均値（72.4%）と比較して母では13.9ポイント、父では15.7ポイントも高い（こども家庭庁 2025: 6）。すでに85%以上が就業している状況において、「就業を希望しても就業できない者が多数」という課題設定が妥当であるのかについては議論の余地がある。さらに、ワークフェア（給付から自立へ）方針の前提となるひとり親の人的資本強化に基づいて、“就業を希望して”いるひとり親に対して行われている職業能力開発系支援制度であるが、この制度のあり方についてはこれまでも議論がなされている。周（2012）は

職業能力開発系支援の内容と対象者ニーズの不一致があること、制度を利用するにあたって学力や学費・就学期間の生活費などの問題があることを明らかにしている。また張（2017）は、無職期間中のひとり親家庭の母親と「就業・自立に向けた総合的な支援」との関わりについて調査し、母親たちは公的支援としての所得保障の利用率が高い一方で、子育て支援と就業支援の利用率が極めて低く、その原因として暮らしの基盤となる生活保障が不十分であるために就業支援が使いにくい状況にあること、さらに制度の情報周知が不十分であることを明らかにしている。また中畠（2016）も、ひとり親世帯の母親が抱える育児時間や労働時間を減少させるための支援が不十分で、母親が公的就業支援を利用できる生活環境にないことを指摘している。これらの議論と令和3年度調査における就業できない理由には整合性がある。これまで「就業を希望しても就職できない者も多数」および「就業・転職には資格取得が有効。他方で、訓練と子育ての両立が困難」という課題においては、「なにが不足していて就業できないのか」という問いに基づき、個人的な欠落の補填に焦点を当てた支援施策が行われきた。しかしここで本当に必要となるのは、ひとり親になにが不足しているのかではなく、「なぜ就業が困難となる状況が生じているのか」という、社会的および制度的背景に焦点を当てた問いである。“就業を希望しても就職できない者”に必要な支援には段階があり、まず必要となるのはひとり親自身の心身の健康を最優先に考えることができるような生活環境を整えるための支援である。これが無い限り、職業能力開発系支援制度の認知度は上昇しているのに利用率が低いままという現状は変わらないだろうことが予想される。この環境が整ったひとり親にとって、次に必要となるのが人的資本強化のための支援であるが、この支援は単体では機能し得ない。就業できない理由として挙げられていたように、時間的制約や年齢的制約を抱えるひとり親が就職できる先を開拓する支援も同時並行で行っていく必要がある。

最後に「非正規雇用の者が多く、稼働所得が少ない」という課題について論じる。前節では、正規雇用割合および稼働所得が上昇し、相対的貧困率が低下していることを基に改善したと評価した。しかしここで疑問が生じるのは、では稼働所得がいくらあれば適正であると言えるのか、ということである。「はじめに」で述べたように、ひとり親への公的就業支援制度の目的が“就業によるひとり親家庭の経済的自立”であるなら、〈経済的自立〉が達成される金額が適正な稼働所得額であると考えることができる。本稿で〈経済的自立〉を定義するにあたって、桜井啓太（2015）を引用する。以下の引用文では「自立」という文言が使用されており、これが〈経済的自立〉そのものを指すのか、もしくは生活全般にわたる自立を指すのか定かではない。しかし所得や手当の増減に関わるという文脈で使用されていることから、本稿では〈経済的自立〉を指すと仮定して論を進める。桜井（2015）は2002年国会における厚生労働省局長答弁に基づき、行政側の自立の定義を「『自立』とは制度に頼らず就労という方法により一定の（＝制度脱却可能な水準の）所得が得られるようになること」（桜井 2015: 101）と解釈した。またその具体的な値として、児童扶養手当の所得制限限度額である「年収360万円の給与所得をもらうようになること」（桜井 2015: 101）としている（2024年11月より所得制限限度額は385万円（2

人世帯・一部支給)に変更)。この定義に基づいて、ひとり親の〈経済的に自立していない〉の程度を令和3年度調査から見てみると、就業している母では84.9%、父では44.5%に上る(図6)。上述したように、母子家庭の母の正規雇用割合が42.1%、父子家庭の父は62.0%であることを踏まえると(図1および図2)、正規雇用の地位にあることと経済的自立を達成していることはイコールではないことが分かる。ここから、目的をひとり親の〈経済的自立〉としたときに正規職員化を目指すことが妥当であるのか、さらに高い就業率を誇りながらも〈経済的自立〉を達成できていない現状から、〈経済的自立〉はひとり親にとって到達可能目標となり得ているのか、議論していく必要がある。



※「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」より筆者作成

図6 ひとり親の稼働所得

ひとり親の自立をどのように捉えるのかということについて、前出の桜井啓太(2015)は、就労所得額を基準とするのではなく、貧困が解消された状態そのものを「自立」として再設定することを提案した。

一方、ひとり親家庭にとって〈経済的自立〉のみが自立であるのか、という議論もなされてきた。2002年「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案」について国会の厚生労働委員会で審議された際、母子家庭の当事者団体であるNPO法人しんぐるまざあす・ふぉーむ理事(当時)の赤石千衣子は、参考人として以下のように述べている。「(前略)また、法案を見させていただきますと、自立という言葉が非常に強調されています。手当をもらうということが、母子家庭が自立していないことなのではないでしょうか。私は、そうは思いません。手当をもらい、あるいはいろいろな社会資源を活用しながら自分の生活をコントロールしていくことは、自立していることだというふうに思えないでしょうか」(明石 2002: 010 第15段落)。また中澤秀一(2018)は、ひとり親家庭の自立について、「就労によって支援の諸制度から抜けさせることで

はなく、支援を利用しながらも、一人ひとりが自らの能力を活かして自分らしい生活を実現できること」と定義している（中澤 2018: 116）。全国母子世帯等調査として調査が始まった1998年より、日本のひとり親は常に80%台後半の就業率を維持している。ひとり親家庭において住民税非課税世帯となるのは合計所得金額が135万円以下であり（参考：福岡県市県民税）、児童扶養手当の全部支給対象となるのは養育費等も含んだ所得160万円以下（2人世帯）（参考：子ども家庭庁）であることを考えれば、児童扶養手当を受給している世帯であっても、そのほとんどが課税世帯であると考えられる。様々な支援を受給しながらであっても、働いて納税し、子どもを育て、社会生活を営んでいる人々を自立していないとみなすことができるのだろうか。

一方で、〈自立〉をめぐるこの議論はまた、就業所得に限らず、養育費、遺族年金の受け取りなどによって〈経済的自立〉を果たしているひとり親家庭（児童扶養手当未受給層）が社会から不可視化されている現状につながる。この層のひとり親家庭は、〈経済的自立〉によっていわばふたり親家庭と同じようにみなされ、〈ひとり親家庭ゆえの困難〉に対する福祉的扶助の対象とはなっておらず、あくまで普遍的給付（デモグラント）の対象にとどまっている。しかし実態としては、経済的にも、日常生活を営むうえでも、大人がひとりしかないことのむき出しの脆弱性を抱えており、〈ひとり親家庭ゆえの困難〉を同じように抱えている。〈経済的自立〉のみを〈自立〉とみなす場合、この層の困難はないものとされており、社会からは不可視化され、福祉支援制度からは排除されている。これは公的就業支援が目的としているひとり親の経済的自立を果たした先で生じている問題でもあることから、就業支援策の出口を考えるうえでも必要な視点となり得る。

さて、ここまでひとり親家庭の就業とそれに伴う〈自立〉について論じてきたが、そもそもこの前提を疑う必要がある。なぜなら、支援の目標とされている〈自立〉概念は、それ自体が人間が本来的に持っている相互依存的な側面を排除する機能を持っているからである。マーサ・A. ファインマン（2003）は、人間は人生の各段階において依存を経験せざるを得ない存在であるということを、「必然的な依存」、「依存が「必然的」という意味は、それが子どもであったり、またしばしば加齢、病気、障害がある場合にもたらされる地位と状況から生ずるからである。この意味では、依存はつねに私たちとともにあったし、今後もありつづけるだろう」（ファインマン 1995=2003: 181）と表現した。またさらに、家族の本質的な機能は「必然的な依存」の受け皿であるとする。そして「ケアの担い手自身が、妻として母として、生活費を稼ぐ夫に頼り、その役をこなすのに必要な供給を受けてきた」（ファインマン 1995=2003: 182）とし、その状態を「二次的な依存」として表現している（ファインマン 1995=2003）。そのうえで、必然的な依存をケアする存在であるにもかかわらず、二次的な依存が不可能な状態にあるひとり親が抱える困難を、個人や家族内部の責任としてではなく、それを前提とした社会制度のあり方として捉え直す必要性を指摘している。鈴木知花（2020）は、障害者福祉支援制度を切り口として、「社会参加や地域社会における生活——つまり、ロールズの言うところの社会的協働——が可能なことを、共生社会のいわば条件とする障害者総合支援法の理念は、低所得層や重篤な

障害がある者を、「共生」の枠の外へ、ひいては社会の外縁へと置き去りにする可能性を孕んでいる」（鈴木 2020: 101）と述べ、日本の福祉制度における〈自立〉および〈共生社会〉の理念的背景にリベラリズムがあることを明らかにし、従来の政策議論を再考する契機を示している。そしてこの構造はひとり親に対する福祉政策にもあてはめることができる。経済的自立を理念的背景として行われてきたこれまでのひとり親福祉支援制度では不可視化されてきたひとり親家庭の困難を問うていく必要がある。

5 おわりに

本稿では“2014年見直しに基づく課題”を視点として、公的就業支援制度に対する評価・検討を行った。その結果、ひとり親家庭への支援において、就業および稼働所得向上による経済的自立を目的とした支援の枠組みでは不可視化されてしまう課題が存在する可能性が示された。これは、ひとり親家庭における〈自立〉をどのように定義するのかという問題にとどまらず、そもそも社会制度が〈自立した個人〉を前提として構築されていること、そのなかで、人間が持つ普遍的な依存関係およびケア関係がどのように位置づけられてきたのかという問いにつながる。人間は本来的に脆弱性を抱える存在であり、その脆弱性に基づく生活上の制約は、個人の責任において克服されるべき問題として捉えられるものではない。本稿では、このような脆弱性に基づく困難が実際にどのような経験として現れているのかを明らかにすることはできていない。したがって、今後は、稼働所得があることにより〈自立した個人〉とみなされ福祉支援制度から排除されているひとり親を対象としてその実態を明らかにし、制度が想定している〈自立した個人〉のモデルが、いかにひとり親が経験する困難や必然的依存を抱える故の葛藤を捨象しているかを明らかにしていく必要がある。

文 献

- 厚生労働省 社会保障審議会（児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会）、2013、『ひとり親家庭への支援施策の在り方について（中間まとめ）』国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）、（2026年4月19日取得、https://warp.ndl.go.jp/web/20150222063744/http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000016213.pdf）。
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局過程福祉課、2014、『ひとり親家庭の支援について』国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）、（2026年4月19日取得、<https://warp.ndl.go.jp/web/20230417065235/http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shien.pdf>）。
- 厚生労働省、2012、『平成23年国民生活基礎調査の概況（Ⅱ各種世帯の所得等の状況）』e-Stat、（2026年4月19日取得、<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa11/dl/03.pdf>）。

- 厚生労働省, 2023, 『2022 (令和4) 年国民生活基礎調査の概況』 e-Stat, (2026年 4月19日取得, <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/dl/03.pdf>).
- 厚生労働省, 2014, 『平成25年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況』 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業 (WARP), (2026年 4月19日取得, https://warp.ndl.go.jp/web/20171107212852/http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/jissijoukyou_1.pdf).
- こども家庭庁, 2025, 『令和5年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況』 (2026年 4月19日取得, https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4d7a8b88-d285-469d-9d68-33e5dbe8801c/c917ace3/20250319_policies_hitori-oya_jisshijokyo-r05_01.pdf).
- こども家庭庁支援局家庭福祉課, 2025, 『ひとり親家庭等の支援について』 (2026年 4月19日取得, https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0a870592-1814-4b21-bf56-16f06080c594/cf899379/20250411_policies_hitori-oya_78.pdf).
- 桜井啓太, 2015, 「母子世帯の貧困と支援施策」 埋橋孝文編『子どもの貧困 / 不利 / 困難を考えるⅡ — 社会的支援をめぐる政策的アプローチ —』 ミネルヴァ書房, 97-116.
- 周燕飛, 2012, 「国と自治体による就業支援」『労働政策研究報告書』 140: 107-117.
- 衆議院, 2002, 「第155国会衆議院厚生労働委員会第4号 平成14年11月7日」, 国会会議録検索システム, (2026年 4月19日取得, <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=115504260X00420021107¤t=826>).
- 鈴木知花, 2020, 「ケアの倫理と社会政策 — 日本の障害者政策への示唆 —」『社会政策』 12 (3): 93-104.
- 総務省統計局, 2024, 『令和4年国民生活基礎調査 所得・貯蓄, 貧困率 — 中央値 — 貧困線, 年次・全世帯 — 子ども — 子どもがいる現役世帯別』 e-Stat, (2026年 4月19日取得, <https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0002042989>).
- 張思銘, 2017, 「日本における母子世帯の就業支援と生活保障 — 無職期間を中心に」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』 129: 51-65.
- 中澤秀一, 2019, 「ひとり親世帯の自立 — 最低生計費調査からの考察 —」『経済学論纂 (中央大学)』 59 (5・6): 101-118.
- 中園桐代, 2016, 「『女性活躍社会』の下での母子家庭の母の労働と生活 — 強制される就労と貧困 —」『日本労働社会学会年報』 27: 80-103.
- Fineman, Martha Albertson, 1995, *The Neutered Mother, The Sexual Family and Other Twentieth Century Tragedies*, New York: Routledge. (速水葉子・穂田信子訳, 2003, 『家族、積み過ぎた方舟 — ポスト平等主義のフェミニズム法理論』 学陽書房.)